

# 要 望 書

【令和6年11月】

福 島 県 水 道 協 会  
会 長 岡 部 光 徳

# 目 次

I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望	2
II. 令和7年度水道施設整備費等に関する要望	6
【参考】令和4年度末市町村別水道普及率一覧	13

# 要 望 書

我が国に未曾有の被害を生じさせた東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から13年8ヶ月が過ぎる。

この間、当県復興は着実に進展している一方、今なお多くの住民が避難生活を続けており、被災者の生活再建、帰還環境の整備、風評と風化の問題など困難な課題が山積し、復興は道半ばである。

特に、当県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉は30年以上の年月を要し、今後、燃料デブリの取り出しといった前例のない、極めてリスクの高い作業が本格化することとなり、予断を許す状況にはなく、さらに、ALPS処理水の海洋放出が開始されて1年が過ぎるが、様々な意見が国内外にあることから、理解醸成に向けた不断の取組と万全な風評対策の実施が強く求められている。

また、我が国の水道は、98%を超える高普及率を達成し、普及率のみならず、その水質の良さ、漏水率の低さなど完成度の高い、主要先進国の中でも1、2を争う高度なシステムを確立した世界に誇る水道事業であり、我々の社会経済活動を支える重要な社会基盤施設となっている。

しかしながら、水道を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会の到来による水需要の低迷、それに伴う料金収入の減少、老朽化した施設の更新・改良、安全な水質を保つための対策、そして自然災害に備えた危機管理体制の強化といった多くの課題を抱えており、とりわけ、頻発する豪雨等自然災害に備えた、災害に強い水道の構築は喫緊の課題である。

については、当県の復興・再生と当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を強く要望する。

# I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望

## 1. 当県復興の加速化及び復興財源の確実な確保

- (1) 当県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法、同法に基づく「福島復興再生基本方針」及び「福島復興再生計画」における取組等を推進し、当県復興を加速させること。
- (2) 第2期復興・創生期間において、財源フレーム決定後に新たに生じた課題やニーズに対応するための経費に加え、物価高騰の影響等により、財源が不足する懸念が生じていることから、財源フレームを適切に見直し、令和7年度において当県の復興・再生をさらに進めるために必要な事業執行に支障が生じないように、予算を十分に確保すること。

また、第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、地元の声を丁寧に聞きながら、当県の現状・課題をしっかりと捉えたうえで復興需要を把握し、十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保するとともに、当県の復興・再生が実現するまで、引き続き国が前面に立ち最後まで責任をもって取り組むこと。

- (3) 当県の復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。
- (4) 当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源（復興特別会計）を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

## 2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組については、安全かつ着実に進めること。

また、福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すこと。

- (2) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えないよう、指導・監督を徹底するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。特に、燃料デブリの本格的な取り出しに向け、ロボットアームの開発を着実に進めたうえで格納容器の内部調査等を進め、進捗状況を丁寧に情報発信すること。
- (3) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子炉内部の正確な状況把握、燃料デブリの取り出し方法、一時保管、県外処分のあり方などのプロセスを具体的に精査し、より精緻なロードマップを作り上げるとともに、国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- (4) 頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等の地震・津波等自然災害対策に取り組むとともに、設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って主要設備を含む発電所全体の施設・整備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じること。
- また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう、指導・監督を徹底すること。
- (5) 今後は使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、作業員に対するさらなる被ばく対策を講じる必要があるため、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むこと。
- また、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
- (6) 東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底すること。
- (7) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に取り組むよう指導するとともに、国としても積極的に取り組むこと。

### 3. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応

(1) 処理水の放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に取り組み、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内はもとより、水産物の輸入規制を強化した国外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体手順や作業管理、中長期的なタンクの解体や敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

(3) 処理水の海洋放出による新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見があることから、農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むこと。

特に、影響が強く懸念される水産業については、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。

(4) 風評対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じるとともに、対策を講じても風評被害が発生する場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、国が最後まで責任をもって、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること。

(5) 処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、さらなる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

(6) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。

### 4. 風評払拭及び風化防止対策の強化

(1) 風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対する正確な情報発信をさらに強化するとともに、農林水産物をはじめとした県産品の販路の回復・拡大や情報発信などの取組を市町村等が継続して取り組めるよう必要な財源を十分に確保すること。

- (2) 福島特措法に基づき、当県農林水産物等の輸入規制の撤廃に向けた諸外国への働き掛けなど、必要な措置を講じるとともに、外国人観光客の誘致等をさらに強化すること。

## **5. 森林除染の推進**

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。ついては、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払拭するためにも、「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間後も事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

## **6. 水道事業体等の損害に対する確実な賠償の実施**

水道事業体等が被った損害（水道使用量の減少に伴う逸失利益等々）や放射性物質検査などに伴う職員の超過勤務手当などについて、最後まで確実に賠償するよう、東京電力に対し指導すること。

## II. 令和7年度水道施設整備費等に関する要望

### 1. 水道の持続的・安定的な運営に向けた水道施設整備予算の確保等

水道は国民生活に欠くことのできないライフラインであることから、災害に強い水道を構築していけるよう、水道施設整備の予算を確実に確保するとともに、補助・交付金事業に係る補助・交付率の引上げ及び採択基準の緩和など、安全・安心な水道水を安定的に供給できる水道の持続的・安定的な運営に向けた、技術的・財政的支援の拡充強化を図ること。

### 2. 水道施設整備事業の着実な実施

当县市町村における令和7年度の水道施設整備事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※令和7年度当县市町村における要望額は、9頁以降の各事業計画（水道施設）のとおりにある。

### 3. 簡易水道統合に係る財政措置の拡充

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められたが、多くの事業体では、地理的条件から施設の統廃合を伴わない事業統合のみとなっている。

経営基盤の脆弱な簡易水道を統合し上水道となっても、国が意図していた経費削減等の効果や経営の効率化、財政基盤の強化にはつながらず、統合した水道事業は一層厳しい経営状態となっている。また、現行の補助採択要件では、統合される簡易水道地区における補助事業の採択要件が統合前と比べ限定されている。

については、統合した旧簡易水道事業について、距離や単価要件等を撤廃し統合前の制度と同等の補助とするなど安定給水を図るための財政措置の拡充を図ること。

### 4. 特定簡易水道事業に対する補助制度の創設

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより統合等の対象とされた簡易水道で、様々な事由により統合できなかった簡易水道は、特定簡易水道と位置付けられ、これまで国庫補助事業の対象外とされ、また、その後、創設された生活基盤施設耐震化等交付金事業でも適用対象外とされてきた。

しかしながら、特定簡易水道も給水区域内住民にとって、不可欠なインフラ施設として今後も事業を継続していくものであり、近年頻発する自然災害等に備えた施設整備が必要であることは、他の水道施設と変わらないことから、特定簡易水道を対象とした施設整備や診断調査、計画策定などの補助制度を創設すること。

## 5. 簡易水道を統合した統合上水道等に対する地方財政措置

統合により簡易水道から新たに上水道となった事業や既存の上水道に統合した事業については、令和3年度からは一定条件の建設改良事業に対する一般会計繰出金への特別交付税措置がされることとなったが、今後も厳しい事業運営が見込まれるので、上水道事業と統合した旧簡易水道事業に対し、次の措置を講じること。

- ① 統合上水道について、簡易水道事業と同等の繰出基準とすること
- ② 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置は、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたり維持すること
- ③ 統合上水道の旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続すること

## 6. 地方公営企業会計の適用に伴う支援

地方公営企業会計の適用に伴い、財政基盤の脆弱な簡易水道事業及び下水道事業においては、会計処理に伴う人件費やシステム利用料など費用負担の増が強く懸念されていることから、3年間とされるランニングコストへの財政的支援の延長など、さらなる支援の拡充を図ること。

## 7. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。
  - ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
  - ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
  - ③ 貸付日の条件により対象外とされた年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施すること
  - ④ 繰上償還を実施した事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
  - ⑤ 制度利用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きの簡素化を図ること
- (2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。

(3) 公営企業借換債制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。

- ① 年利率3%以上の企業債を対象とすること
- ② 償還年限については、施設の耐用年数に応じた延長を可能とすること
- ③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とすること

## 8. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域に比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

については、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。

# 令和7年度水道施設整備費補助事業計画

(単位：千円)

区分	市町村名	地区名	事業名	令和7年度要望額	
				補助基本額	補助額
生活基盤近代化事業	矢祭町	第2簡水	基幹改良	34,000	8,500
	平田村	下蓬田字乙空釜地内	基幹改良	20,000	6,666
	古殿町	馬場地区	基幹改良	39,354	13,118
		古殿町簡易水道施設	基幹改良	5,566	1,855
3町村・4件				98,920	30,139

区分	市町村名	事業内容	令和7年度要望額	
			補助基本額	補助額
水道施設機能維持整備費	いわき市	水道施設津波・浸水対策事業 (平浄水場・法田ポンプ場)	126,753	42,251
		水道施設停電対策事業 (平浄水場・山玉浄水場)	149,050	37,262
1市・2件			275,803	79,513

※令和6年8月時点 福島県水道協会調べ

# 令和7年度防災・安全交付金事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和7年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
福島市	水道管路耐震化等推進事業 老朽管更新事業	老朽管更新事業 (ダクタイル鋳鉄管)	723,611	180,902
	水道管路耐震化等推進事業 水管橋耐震化等事業	水管橋耐震化等事業	34,106	11,368
会津若松市	水道管路耐震化等推進事業 老朽管更新事業	老朽管更新事業	148,919	49,639
	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	100,024	25,006
	水道事業運営基盤強化推進事業 水道施設台帳電子化促進事業	水道施設台帳電子化 整備事業	11,000	3,666
いわき市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	308,233	102,744
	水道管路耐震化等推進事業 水道管路緊急改善事業	老朽管更新事業	909,060	303,020
須賀川市	緊急時給水拠点確保等事業 基幹水道構造物の耐震化事業	基幹水道構造物の 耐震化事業	889	222
	水道管路耐震化等推進事業 水道管路緊急改善事業	水道管路緊急改善事業	41,605	13,868
喜多方市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	110,000	27,500
南相馬市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	615,978	153,994
只見町	簡易水道再編推進事業 統合簡易水道	老朽管更新事業(只見)	205,260	68,420
南会津町	生活基盤近代化事業 基幹改良	基幹改良(南郷地区)	20,000	8,000
		基幹改良(中部地区)	20,000	8,000
	簡易水道再編推進事業 統合簡易水道	統合簡易水道 (静川地区)	30,000	12,000
	水道事業運営基盤強化推進事業 水道施設再編推進事業	水道施設再編推進事業	51,000	17,000
北塩原村	簡易水道再編推進事業 簡易水道統合整備事業	簡易水道統合整備事業	33,000	11,000

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和7年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
磐 梯 町	生活基盤近代化事業 基幹改良	基 幹 改 良	30,798	10,266
会津坂下町	水道事業運営基盤強化推進事業 水道施設台帳電子化促進事業	水道施設台帳電子化 促 進 事 業	11,000	3,666
	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	管路 DB 整備事業・ 配水管布設替工事	57,509	14,377
金 山 町	簡易水道再編推進事業 簡易水道統合整備事業	舗装本復旧工事	18,066	7,226
埴 町	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	埴町生活基盤耐震管事業	70,180	17,545
中 島 村	生活基盤近代化事業 基幹改良	基 幹 改 良	135,079	45,026
玉 川 村	水道未普及地域解消事業 区域拡張	区 域 拡 張 事 業 ( 四 辻 新 田 地 区 )	180,000	72,000
平 田 村	生活基盤近代化事業 基幹改良	老 朽 管 更 新 事 業	8,516	2,838
16市町村・25件			3,873,833	1,169,293

※令和6年8月時点 福島県水道協会調べ

# 令和7年度上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 補助事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和7年度要望額	
			補助基本額	補助額
南 会 津 町	上下水道DX推進事業	水道情報活用システム 導入支援事業	180,000	60,000
1町・1件			180,000	60,000

※令和6年8月時点 福島県水道協会調べ

## 令和4年度 市町村別水道普及率一覧【令和5年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	275,837	271,953	98.6%	相馬市	33,568	32,438	96.6%
	会津若松市	113,386	108,564	95.7%	二本松市	51,645	45,488	88.1%
	郡山市	322,190	314,409	97.6%	田村市	33,294	18,795	56.5%
	いわき市	322,732	315,672	97.8%	南相馬市	56,778	49,863	87.8%
	白河市	57,562	55,534	96.5%	伊達市	56,019	51,645	92.2%
	須賀川市	73,318	67,494	92.1%	本宮市	29,952	29,193	97.5%
	喜多方市	42,798	38,615	90.2%	計	1,469,079	1,399,663	95.3%

町  村	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	桑折町	11,001	10,733	97.6%	塙町	7,920	6,256	79.0%
	国見町	8,095	8,081	99.8%	鮫川村	2,819	1,442	51.2%
	川俣町	11,330	10,327	91.1%	西郷村	20,862	20,508	98.3%
	大玉村	8,861	8,772	99.0%	泉崎村	6,023	5,125	85.1%
	鏡石町	12,133	11,967	98.6%	中島村	4,718	4,502	95.4%
	天栄村	4,952	4,803	97.0%	矢吹町	17,042	15,902	93.3%
	下郷町	4,865	4,059	83.4%	石川町	13,859	10,877	78.5%
	檜枝岐村	493	493	100.0%	玉川村	6,058	5,298	87.5%
	只見町	3,750	3,439	91.7%	平田村	5,468	2,804	51.3%
	南会津町	13,432	13,248	98.6%	浅川町	5,717	5,648	98.8%
	北塩原村	2,396	2,384	99.5%	古殿町	4,513	4,340	96.2%
	西会津町	5,368	4,202	78.3%	三春町	16,558	14,205	85.8%
	磐梯町	3,165	3,146	99.4%	小野町	8,860	4,469	50.4%
	猪苗代町	12,839	12,475	97.2%	広野町	5,315	0	—
	会津坂下町	14,308	13,509	94.4%	檜葉町	3,511	0	—
	湯川村	2,955	2,951	99.9%	富岡町	1,315	0	—
	柳津町	2,870	2,661	92.7%	川内村	1,854	256	13.8%
	三島町	1,303	1,256	96.4%	大熊町	0	0	—
	金山町	1,717	1,648	96.0%	双葉町	0	0	—
	昭和村	1,157	1,018	88.0%	浪江町	1,996	1,996	100.0%
	会津美里町	17,929	15,825	88.3%	葛尾村	338	148	43.8%
	棚倉町	12,755	12,500	98.0%	新地町	7,705	7,649	99.3%
	矢祭町	5,070	4,700	92.7%	飯舘村	786	676	86.0%
					計	305,981	266,298	87.0%

注1) 大熊町及び双葉町は行政区域内総人口を0人として計上。 ※県統計課の公表データでは両町の人口を計上していないため。

注2) 避難指示等により現在給水人口を計上できなかった町村（広野町・檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町）

注3) 広野町・檜葉町は、避難指示区域外であるが、流動人口が多く、正確な給水人口を算出できないため、0人として計上。

県 総 計		総人口	給水人口	普及率
	市(13)	1,469,079	1,399,663	95.3%
	町(31)	236,241	205,118	86.8%
	村(15)	69,740	61,180	87.7%
	計(59)	1,775,060	1,665,961	93.9%

全 国	令和4年度	総人口	給水人口	普及率
		124,704,624	122,528,798	98.3%